

# 2008年度社会保障施策アンケート 集計表

香川県下8市9町からの回答

2008年10月15日

香川県社会保障推進協議会

〒760-0073 高松市栗林町1-6-4 香川民医連気付

電話 087-836-9375

Fax 087-836-9376

社会保障施策アンケート 集計表 (NAは未記入)

医療・介護・福祉分野で優れていると思う施策

	①	②	③
高松市	家庭・地域における子育て支援	健やかに暮らすための健康づくり	高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進
東かがわ市	発達障害者支援法に基づき、5才児検診を実施し、早期発見・養育につなげている。また保護者の方にも発達障害の研修をして理解促進に努めている。	医療分と介護分だった国保税はH20年度から高齢者支援分が加わり3本立てに。多くの市町が高齢者支援分を上乘せると税額が急増するため医療分の税率を減らすなどして対応しているが、それでも前年に比べ負担増となっている当市は医療分と高齢者支援分を合わせて前年の医療分と同じ率になるよう設定し、負担増になっていない。	地域・学校保健連携事業の実施。学校保健と連携し、市健康づくり計画に基づく研修会や相談事業の協働実施および小児生活習慣病予防健診に関して事前・事後指導を行っている。また、定期的に連絡会を開き、情報交換を行い、健康課題について検討している。
さぬき市	発達障害者支援法に基づき、発達障害の早期発見と継続的な相談・支援を行うために必要な事項について、関係機関と緊密な連携をとり協力体制のもとに発達支援を進めるため、さぬき市発達障害等支援連絡会議をH18年度より開催。事務局として長寿障害福祉課、子育て支援課、国保・健康課、学校教育課の4課が連携協力し、発達障害等の支援体制の構築と啓発活動に取り組んでいる。特に情報の共有と関係職員の資質向上のため、外部の専門家による研修会を開催している。	さぬき市地域包括支援センターでは、地域の高齢者が自ら活動に参加する介護予防に向けた取り組みとして「介護予防教室」を年間各地で開催。認知症予防、転倒予防のための講義と実技による体操や脳の活性化訓練を実施。ふれあいサロン等では地域住民が自主的に継続して開催している地域もあるので、組織の育成に必要なボランティアリーダーの育成を重点的に推進している。	さぬき市ガイドヘルパー派遣事業として、単独での外出が困難な障害児童が通園・通学する時にガイドヘルパーを派遣することにより、障害児童の自立と社会参加を促進する。また障害児に対しては福祉年金も充実している。
坂出市	「こんにちは赤ちゃん事業」として、市の保健師が生後4ヶ月までのお子さんに対して全戸訪問している。そこで、母親の育児不安や子どもの発達・発育の相談に応じている。	障害者・要介護者を介護している親族等への慰労金を支給している。	
丸亀市	NA		
善通寺市	NA		
観音寺市	水痘、肺炎球菌ワクチン接種の公費助成。		
三豊市	特定健診(集団・個別・人間ドック)。歯科健診。	出産祝金制度。乳幼児医療費支給事業(9歳まで)。特定不妊治療費助成事業(年間20万円)。ファミリーサポート事業。	介護保険事業・介護予防事業実施のための理学療法士等専門職の配置。
小豆島町	NA		
土庄町	NA		
直島町	老人無料バス券支給	給食サービス(ボランティア)	
三木町	特定健康診査の詳細健診項目である心電図、貧血検査を独自健診としてすべての人に実施。		
綾川町	平成16年度に十瓶山地区に陶病院と総合保健施設を開設、福祉・医療の拠点となっている。平成21年5月には隣接地で現在建築中の町立介護老人保健施設がオープン予定であり、介護も含めた総合的な福祉サービスを図ることができる。		
宇多津町	つどいの広場事業の充実。週3日開催、1日平均利用親子約40組以上	介護予防における運動機能向上のための体操。週4日開催し、身体機能の状況に応じて体操を行っている。希望があれば各地域へ講師を派遣。	
多度津町	NA		
琴平町	NA		
まんのう町	乳幼児等の医療費助成を中学校卒業まで行っている。	検診(がん検診・集団健診等)を無料で行っている。	介護行政については、行政範囲が比較的小さいことから、行き届いた施策(サービス)を提供できる。

## (1). 住民税の減免措置

## (2). 滞納状況・差押状況

		人数	減免の基準・内容	滞納世帯数	滞納金額	差押件数	差押金額	備考
高松市	○	12人	①震災・風水害・火災その他の災害により被害を受けた者。②貧困により生活のため扶助を受ける者。③そのほか、失業・休業・廃業等により当該年の所得見込割合が一定以下になる場合、納税義務者が死亡し相続人の所得割合が一定以下になる場合、勤労学生。	不明	¥4,197,433,587	877	¥724,061,066	
東かがわ市	×		①生活保護法の規定による保護を受ける者。②当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者。③学生及び生徒。④公共法人・公益法人等。⑤震災・風水害・火災その他の災害により被害を受けた者。	普1,077人 特19法人	¥75,057,467	0	¥0	
さぬき市	×			10,044	¥194,463,952	124	¥6,019,100	個人市民税
坂出市	○	1人	生活保護法の規定による生活扶助を受ける者。公共法人・公益法人等。災害により甚大な損害を受けた者。このほか生活困難で市民税の負担に堪えないと認められる場合。	1,846	¥207,515,381	7	¥1,972,236	
丸亀市	×			3,988	¥523,573,051	2001	¥71,569,399	
善通寺市	×			不明	¥90,781,600	不明	不明	
観音寺市	×	0人	①生活保護法の規定による保護を受ける者。②当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者。③学生及び生徒。④公益社団法人・公益財団法人。⑤震災・風水害・火災その他これらに類する災害により被害を受けた者。⑥その他特別の事由のあるもの。	2,000	¥261,584,179	56	¥19,999,651	減免人数は19年度実績
三豊市	○	0人		2,729	¥187,257,436	108	¥17,321,364	
小豆島町	○	1人	①生活保護法の規定による保護を受ける者。②当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者。③学生・生徒。④震災・風水害・火災その他これらに類する災害により被害を受けた者。	現287 滞292	¥32,004,232	2	¥184,300	
土庄町	○	NA	①貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、又は特別の事由により生活が著しく困難となった者について町長が必要であると認める者。②当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者。③学生及び生徒。④公共法人・公益法人等。④天災その他非常災害により著しく損害を受けた者。	NA				
直島町	○	1人	生活保護法の規定による保護を受ける者。当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者。学生・生徒。公益法人等で収益事業を行わないもの。	27	¥3,354,450	0		
三木町	○	0人	地方税法第45条、三木町税条例第51条。1.生活保護、2.生活困窮、3.学生、4.公益法人等で収益事業を行わないもの、5.天災のいずれかに該当する者。	延1,921人	¥81,032,446	—	—	
綾川町	×			1,144	¥48,197,488	29	¥10,028,080	
宇多津町	○	0人	生活保護法の規定により保護を受ける者。災害により被害を受けた者等。	757	¥59,760,423	—	—	
多度津町	×			NA	NA	NA	NA	
琴平町	×			NA	¥40,347,886	18	¥1,697,169	
まんのう町	×			458	¥39,926,760	NA	NA	

## 3. ①. 介護保険料の自治体独自の軽減・免除措置

	有無	07年度実績	金額	対象者	軽減内容	条件
高松市	×					
東かがわ市	×					
さぬき市	×					
坂出市	○	0人		災害等による損害が発生した場合、その被害の程度に応じて実施。		災害等により住宅・家財に3/10以上の被害を受け、前年合計所得金額が1000万円以下の者
丸亀市	×					
善通寺市	×					
観音寺市	×					
三豊市	×					
小豆島町	○	1人	¥10,200	火災による減免		
土庄町	×					
直島町	×					
三木町	×					
綾川町	×					
宇多津町	×					
多度津町	○	0人		災害等により生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者。そのほか特別の事由がある者。		第1号被保険者又は、その属する世帯の生計を主として維持する者が居住する住宅及び家財に損害を受け、かつ、前年中の総所得金額が1000万円以下で、かつ、保険料の納付が困難であると認められるとき。
琴平町	○	0人		NA		
まんのう町	×					

## ②. 介護保険利用料の自治体独自の軽減・免除措置

## ③. ④. 施設の待機者数

	有無	07年度実績	金額	対象者・軽減内容	給付方法	申請方法	③特養ホーム	④介護施設	備考
高松市	×						109名	不明	特養ホームは20.3.1現在
東かがわ市	×						177名	105名	
さぬき市	×						180名	99名	
坂出市	×						不明	不明	
丸亀市	×						50名	不明	
善通寺市	×						不明	不明	
観音寺市	×						32名	0名	
三豊市	×						把握できない	把握できない	
小豆島町	×						83名	8名	
土庄町	×						384名	施設なし	特養は町内3施設の待機者
直島町	×						不明	不明	
三木町	×						195名	×	
綾川町	×						186名	0名	
宇多津町	×						34名	約20名	
多度津町	○	0人	0円	介護・要支援被保険者、又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有する家屋又は家財にその価格の10分の3以上の損害を受け、かつ、保険料の算定基礎となった総所得金額等が1000万円以下で、利用者負担額の支払が困難と認められる者。	現物給付	①必要事項を記載した申請書、②利用者負担額を受けようとする理由書、③その他町長が別に定める事項(火災証明、浸水証明等)	43名	58名	
琴平町	×						NA	NA	
まんのう町	×						57名	10名	

⑤. 介護手当の支給状況

	有無	06年度実績	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給額
高松市	○	1091人	在宅寝たきり高齢者等介護見舞金	寝たきりや認知症の状態が6ヶ月以上継続している65歳以上の方を在宅で常時介護している方(市内に1年以上住所を有し生計中心者の前年度所得が800万円以下)	申請には民生委員もしくは医師の証明が必要。	月額6,000円 年額72,000円
東かがわ市	○	2人	家族介護慰労金	過去1年間介護保険サービスを利用しなかった要介護度4または5の寝たきり高齢者等を在宅介護している同一世帯で市民税非課税世帯同居家族。		年額100,000円
さぬき市	×					
坂出市	○	105人	坂出市在宅ねたきり高齢者・障害者介護慰労金		市内に引き続き1年以上居住し、現に3月を超えて入院していない在宅者のうち①要介護4又は5と判断された日から6ヶ月以上経過する在宅高齢者②身障手帳・療養手帳所有者で一定の要件を充たす者、を介護する同居の親族。	月額5,000円 年額70,000円
丸亀市	○	155人	丸亀市介護用品等購入補助	在宅ねたきり老人等を常時介護している者。	市内に引き続き1年以上居住している65歳以上の在宅老人で「障害老人の日常生活自立度(ねたきり度)判定基準」のランクC又は「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」のランクIV又はMに該当する状態が6ヶ月以上継続している者と同居し生計を同じくする者で、市内に引き続き1年以上居住している者	月額10,000円 年額120,000円
善通寺市	○	20人	在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当	「在宅ねたきり老人福祉手当」受給対象者を常時介護している同居世帯員等	引き続き1年以上市内に住所を有する者。	月額5,000円 年額60,000円
観音寺市	○	105人	ねたきり者在宅介護手当	在宅ねたきり者(要介護4・5)を常時介護する者。	①寝たきり者および介護者は市内に住所を有すること。②ねたきり者の年齢は申請時において65歳以上であること。(寝たきり者が1ヶ月を通して入院した月は支給しない。)	月額5,000円 年額60,000円
三豊市	○	190人	在宅要介護者家族介護手当支給事業	三豊市に1年以上住所を有し、要介護4又は5と認定された要介護者を在宅で介護している家族の代表者。	特別障害者手当または福祉手当を受給している者を介護している受給権者は除く。	月額5,000円
小豆島町	○	62人	介護用品の支給	在宅で要介護4、5の方を介護されている方。		課税世帯:月額1,000円、非課税世帯:月額6,250円
土庄町	○	0人	家族介護慰労事業	介護をしている家族。	要介護4・5又はそれに相当すると判断された町民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者を介護していること。	年額100,000円
直島町	○	10人	直島町在宅介護福祉金	要介護高齢者・心身障害者等を6ヶ月以上継続して介護または世話をしている者。	介護保険サービス・障害福祉サービスを利用していない者の介護。	月額:1人3,000円・2人4,500円 年額:1人36,000円・2人54,000円
三木町	○	84人	三木町在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業	在宅においてねたきりの状態、又は認知症の状態がおおむね6ヶ月以上継続している65歳以上の者に対して常時介護をしている者。	三木町に住所を有し、かつ継続して1年以上居住する者。おおむね6ヶ月以上継続してねたきり老人等を在宅で介護している者。	月額3,000円
綾川町	○	52人	在宅ねたきり等老人介護手当	65歳以上の寝たきり老人を常時介護し、保健師、ホームヘルパー等の介護支援を受けている家庭の代表者。	在宅において6ヶ月以上寝たきりとなっている者。重度の認知症の症状が継続している者。	月額1,250円 年額15,000円
宇多津町	○	22人	介護見舞金	6ヶ月以上継続してねたきりの高齢者等を在宅で介護している者	日常生活動作が基準に該当する者。生計中心者の前年度分所得額が1000万円以下の者。町内に1年以上居住する65歳以上の在宅の者。	年額60,000円
多度津町	○	2人	在宅ねたきり老人介護者福祉手当	ねたきり状態にある方と同居し、在宅で6ヶ月以上介護している方。	①町内に1年以上居住している65歳以上の方。②6ヶ月以上ねたきり状態が継続している方。③要介護または要支援の認定を受けていない方。	月額5,000円 年額60,000円
琴平町	○	8人	琴平町在宅ねたきり老人介護家庭福祉手当	支給要件をみたま介護者。	満65歳以上かつ介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護4もしくは要介護5と判定された者。	月額8,000円
まんのう町	○	62人	住宅寝たきり老人介護家庭福祉手当	まんのう町に引き続き1年以上居住し、在宅にて6ヶ月以上臥床し、常時家族の介護を要する者を介護している家族の代表者。	65歳以上の者で、規定の日常生活動作の状況において一部介助に該当する項目が2項目以上あり、かつ、全介助に該当する項目が1項目以上ある者、又は規定の精神の状況において中度若しくは重度に該当する項目がそれぞれ2項目以上ある者で、6ヶ月以上その状態が継続している者を介護している家族	月額20,000円

## ⑥. 介護保険会計収支概要

## ⑦. 剰余金の処分について

	06年度歳入	06年度歳出	06年度収支	07年度歳入	07年度歳出	07年度収支	06年度	07年度
高松市	¥23,395,867,610	¥22,803,370,688	¥592,496,922	¥24,471,242,191	¥24,141,717,439	¥329,524,752	精算返還(国・県等)153,781,957円、保険給付費へ充当438,714,965円	精算返還(国・県等)32,891,614円、保険給付費へ充当296,633,138円
東かがわ市	¥2,950,116,595	¥2,828,118,206		¥2,962,472,363	¥2,832,185,372		償還金:国庫負担金78,363,301円・県負担金30,512,438円・支払基金交付金9,933,681円。繰出金:9,106,232円。財政調整基金積立金:67,551,289円	償還金:国庫負担金18,118,755円・県負担金6,618,668円・支払基金交付金3,827,323円。繰出金:24,707,441円。財政調整基金積立金:72,300,371円
さぬき市	¥3,874,880,078	¥3,772,177,775	¥102,702,303	¥3,981,759,996	¥3,930,569,827	¥51,190,169	決算後の差額については歳入として翌年度会計へ繰越。清算する額は翌年度において歳出として国・県・支払基金・一般会計へ返還し、残額は基金へ積立。	
坂出市	¥4,247,011,354	¥4,166,177,544	¥79,808,810	¥4,352,155,292	¥4,264,567,800	¥87,587,492	国県等への返納分11,756,749円、介護給付準備金への積立分67,539,520円	国県等への返納分13,610,401円、介護給付準備金への積立分82,014,378円
丸亀市	¥5,463,343,378	¥5,302,840,398	¥160,502,980	¥5,589,969,493	¥5,484,406,316	¥105,563,177	翌年度に国や県へ法定負担割合に基づく受入超過分の返納をし、残りを介護給付費準備基金に積み立てた。	今年度、国や県へ法定負担割合に基づく受入超過分の返納をし、残りを介護給付費準備基金に積み立てる予定。
善通寺市	¥1,953,047,996	¥1,873,871,717	¥79,176,279	¥1,874,136,597	¥1,831,794,593	¥42,342,004	①国・県・社会保険診療基金へ返還。②市一般会計へ繰越。③介護保険準備基金へ積立。	
観音寺市	¥3,879,053,000	¥3,794,262,000	¥84,791,000	¥3,872,517,000	¥3,816,593,000	¥55,924,000	50,000千円積立。34,791千円次年度予備費。	30,000千円積立。25,924千円次年度予備費。
三豊市	¥5,092,622,232	¥4,785,139,990	¥307,482,242	¥5,531,032,308	¥5,246,774,936	¥284,257,372	剰余金の概ね2分の1を介護保険給付金準備基金に積立	
小豆島町	¥1,295,531,000	¥1,251,142,000	¥44,389,000	¥1,322,725,000	¥1,284,613,000	¥38,112,000	次年度に繰越	次年度に繰越
土庄町	¥1,126,950,000	¥1,090,870,000		¥1,196,280,000	¥1,166,702,000		国等に返還	国等に返還
直島町	¥273,026,839	¥261,253,416		¥294,032,056	¥283,811,334		翌年度に繰越	翌年度に繰越
三木町	¥1,998,647,750	¥2,019,031,000		¥2,033,383,511	¥2,006,864,544		基金繰入額8,159,000円。※国・県・町一般会計負担金等の交付額と所要額との差は翌年度会計で清算。	基金繰入額12,556,000円。※同左
綾川町	¥1,755,364,903	¥1,710,113,121	繰越902,000円、 実質収支 44,349,782円	¥2,305,400,932	¥1,869,542,417	¥435,858,515	なし	なし
宇多津町	¥775,926,223	¥749,626,900	¥26,299,323	¥820,719,837	¥783,107,404	¥37,612,433	当該年度事業へ充当。被保険者・国・県・支払基金に返還。	
多度津町	¥1,458,427,120	¥1,403,557,817		¥1,425,943,420	¥1,421,624,765		国・県等へ返納	国・県等へ返納
琴平町	¥919,183,773	¥894,960,036		¥890,333,871	¥858,070,137		国・県・町に返納	国・県・支払基金・町に返納
まんのう町	¥1,853,145,000	¥1,752,118,000	¥101,027,000	¥1,891,274,000	¥1,797,688,000	¥93,586,000	国・県に返納	国・基金に返納予定

①. 乳幼児医療費助成制度

	対象年齢	助成方法	所得制限	内容	自己負担	内容	備考
高松市	小学校就学前まで	県内:現物、県外:償還	なし		なし		
東かがわ市	6歳未満	償還・現物併用	なし		なし		
さぬき市	6歳未満	現物給付	なし		なし		
坂出市	6歳未満	県外医療機関:償還(一部国保組合の方は市外償還・市内現物)、県内医療機関:現物	なし		なし		
丸亀市	6歳未満	現物給付	なし		なし		
善通寺市	小学校就学前まで	県内:現物、県外:償還	なし		なし		
観音寺市	6歳未満	県内:現物、県外:償還	なし		なし		
三豊市	9歳未満	現物給付	なし		なし		
小豆島町	6歳未満	償還・現物併用。現物給付は香川県内の医療機関と保険薬局	償還:あり 現物:なし	NA	なし		県の定める所得制限限度額を超える受給者の乳幼児については、町単独で医療費の助成を行う。
土庄町	6歳未満	償還・現物併用	なし		なし		
直島町	6歳未満	償還払い	なし		なし		
三木町	6歳誕生月の末まで	償還払い	なし		なし		
綾川町	6歳未満	償還・現物	なし		なし		
宇多津町	6歳未満	償還・現物	なし		なし		
多度津町	7歳未満	現物給付	なし		なし		
琴平町	6歳未満	現物給付	なし		なし		
まんのう町	中学卒業まで	6歳まで:現物、6歳以上:償還	なし		なし		



## ②. ③. 無料健診の回数

## ④. ⑤. 就学援助

	②妊婦	③乳児	件数	比率	就学援助の対象基準
高松市	6回	2回	小学校 2,598人 中学校 1,304人	10.7% 11.9%	次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると高松市教育委員会が認めた者。①前年の世帯全体の所得金額が生活保護基準の1.3倍以下であること、②生活保護法に基づく生活保護の停止または廃止をされていること、③市民税の非課税世帯、④児童扶養手当を受けていること、⑤国民年金保険料が免除されていること、⑥今年に入り経済状況が悪化するといった特別な事情があること。
東かがわ市	5回	2回	201件	7.6%	生活保護法第6条2項に規定する要保護者、またはこれに準ずる程度に困窮していると認められる者(準要保護者)。(準要保護者の規定につき添付資料あり)
さぬき市	6回	2回	NA		
坂出市	5回	2回	499件	103%	①市民税の減免または非課税世帯に属する者。②児童扶養手当を支給されている世帯に属する者。③世帯の所得が生活保護基準の1.3倍未満の者。
丸亀市	5回	2回	1,240件	12.2%	要保護:被生活保護世帯。準要保護:前年まで被保護世帯で現在保護停止・廃止となっている世帯、市民税非課税世帯、国民年金の減免・児童扶養手当・世帯更生貸付資金の貸付を受けている世帯、上記以外の低所得世帯など。
善通寺市	5回	2回	297件	113.45%	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる場合など。
観音寺市	4回	2回	502件	9.8%	観音寺市就学援助費支給要綱記載のとおり。生活保護法第6条2項に規定する要保護者、または準要保護者の認定基準に該当する者で観音寺市教育委員会が支給を必要と認めたもの。(添付資料あり)
三豊市	5回	2回	417件	7.9%	三豊市就学援助費支給要綱に基づく。要保護者、準要保護者。
小豆島町	5回	NA	NA		
土庄町	4回	2回	NA		
直島町	5回	2回	20件	7.1%	要保護・準要保護者。特別支援学級在籍者。
三木町	4回	2回	154	6.15%	「別紙参照」とあるが、別紙添付なし
綾川町	5回	2回	125件	6.0%	国の基準どおり
宇多津町	5回	2回	201件	123.6%	生活保護・児童扶養手当を受けている世帯、またはそれに準じる世帯
多度津町	5回	2回	147人	7.85%	多度津町就学奨励費支給要綱による。
琴平町	6回	2回	76件	93.7%	①生活保護法に基づく要保護者。②教育長が①に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者(準要保護者)。ア)生活保護の停止または廃止。イ)町民税の非課税。ウ)町民税の減免。エ)国保税の減免または徴収の猶予。オ)児童扶養手当の支給。その他教育長が特に必要と認める者。
まんのう町	5回	2回	NA		

## ①. 資格証明書の発行

## ②. 資格証明書交付除外等の基準

	①. 資格証明書の発行			備考	②. 資格証明書交付除外等の基準			
	必ず面談	面談なしの場合も有	その他		国	独自	その他	備考
高松市		○				○		
東かがわ市		○			○			
さぬき市			○			○		
坂出市		○			○	○		
丸亀市	○					○		
善通寺市		○				○		
観音寺市	○				NA			
三豊市		○				○		
小豆島町			○		○			
土庄町	NA				NA			
直島町	○					○		
三木町		○				○		
綾川町		○			○			
宇多津町		○			○			
多度津町	NA				NA			
琴平町	○				○			
まんのう町	○				○			

## ③. 国保料の滞納状況・差押状況

④. 資格証明書発行世帯  
中、義務教育年齢までの  
小児の被保険者数⑤. 資格証明書発行にあたり配慮し  
ていること

	国保世帯数	滞納世帯数	滞納金額	短期保険証	資格証明書	差押件数	差押金額	世帯数	人数	基準・内容
高松市	78,321	10,199	¥1,625,708,696	1,350	1,782	4	¥2,989,532	70	78	
東かがわ市	7,895	895	¥244,977,763	273	52	20	¥15,931,528	2	3	
さぬき市	10,542	1,245	¥308,954,707	710	16	32	¥14,050,500	0	0	
坂出市	8,623	1,618	¥348,380,361	780	133	4	¥1,280,700	3	4	
丸亀市	21,358	4,195	¥867,907,714	2,413	372	2,616	¥107,125,529	0	0	適用除外をもうけている
善通寺市	6,951	不明	¥189,365,401	0	218	不明	不明	0	0	乳幼児・重心・母子該当者には保険証を発行している。
観音寺市	13,027	2,082	¥474,721,123	745	6	59	¥46,621,139	0	0	即資格証明書を発行せず、納税相談等で滞納世帯の実態を聞き判断している。
三豊市	10,511	1,201	¥326,683,558	285	61	—	—	61	0	「特別の事情」の基準:世帯主が財産につき災害を受け又は盗難にあった、生計を一にする親族が病気にかかり又は負傷した、事業の廃止・休止、事業が著しい損失を受けた、それらに類する事由があった。
小豆島町	4,350	現329滞406	¥78,508,390	36	38	1	¥44,100	1	1	
土庄町	4,051	NA	NA	NA	NA	0		NA	NA	
直島町	804	75	¥12,783,320	0	2	0		0	0	
三木町	5,652	1,373	¥130,439,306	165	103	—	—	1	1	納税の意思の有る方には小額の納付でも短期証の発行を行っている。
綾川町	4,835	421	¥54,569,255	196	55	33	¥12,688,791	0	0	弁明書を提出してもらい特別の事情の認められるときは短期保険証を発行。
宇多津町	2,798	627	¥135,570,719	437	126	—	—	—	—	
多度津町	5,174	2,014	¥165,083,346	304	0	NA		0	0	
琴平町	2,554	262	¥82,405,230	160	0	11	¥2,016,850	0	0	
まんのう町	4,068	492	¥117,215,213	73	6	0		0	0	
計	191,514	26,699	¥5,163,274,102	7,927	2,970	2,780	¥202,748,669	138	87	



## ⑦. 国保料免除規定

	有無	06年度世帯	金額	基準・内容
高松市	×			
東かがわ市	×			
さぬき市	×			
坂出市	×			
丸亀市	×			
善通寺市	○	6	¥167,000	収容
観音寺市	×			
三豊市	×			
小豆島町	NA			
土庄町	×			
直島町	×			
三木町	○	0		国民健康保険法第77条、三木町国民健康保険税条例第24条の2。①天災、②その他特別な事情。
綾川町	○	0		NA
宇多津町	○	0		災害等により生活が著しく困難になった者等
多度津町	×			
琴平町	○	NA		
まんのう町	×			

## 6. 母子・障害者医療

	独自施策の内容	65歳以上の障害者への助成方法・内容	備考
高松市	一部自己負担金の導入はしていない。市独自で、身障手帳4級・療育B・戦傷病者手帳全項症(県の補助対象者を除く)の自己負担分の医療費を助成。	自己負担分の医療費を助成。後期高齢者医療制度の加入者:償還給付、それ以外の保険の加入者:現物給付。	65歳以上で障害者になった人の助成については県と同様。
東かがわ市			母子医療・重度心身障害者医療とも自己負担については県と同様である。8月1日以降身障手帳交付者の取り扱いについても県と同様である。(20年9月1日現在)
さぬき市	身障者手帳1～4級・療育手帳④～B所持者について、非課税世帯は全額助成、課税世帯は1レセプトごとに入院1000円、入院外500円を超えた額を助成(保険薬局・更生医療・育成医療に関するものは全額助成)。	県の改正と併せて実施。	市独自の母子家庭等医療費助成はH20.9.11現在なし。18歳年齢到達の年度末まで、償還・現物併用、所得制限・自己負担あり(県補助金交付要綱どおり)。
坂出市	一部自己負担の導入はしていない。市の負担で助成。	後期高齢者につき、市内医療機関:窓口で受給資格証を提示し医療費の一部負担金を立替払い、その後登録口座に振込。市外:窓口で一部負担金額を立替払いし「医療費支給申請書」に1ヵ月毎の医療費の証明を受け申請、その後登録口座に振込。	対象者:身障手帳1～4級、療育手帳④・A・⑤、母子家庭等
丸亀市	母子医療:所得制限限度額を超える者および一部自己負担については市単独にて助成。一部負担部分については市独自で給付を行っている。	(前期)高齢受給者・長寿医療制度の該当者については自己負担限度額までを全て償還払いとしている。市内での受診は医療機関より報告書を提出、市外は本人から助成申請書を提出し、本人の口座へ振込。それ以外の者については市内は現物給付、市外は前記と同様。	
善通寺市	母子、重心医療の自己負担はなし。	後期高齢者と前期高齢者は償還給付。それ以外は市内の医療機関の場合は現物給付。市外は償還給付。自己負担はなし。	20年8月1日以降に手帳を取得した場合も、市単独で助成対象者とする。
観音寺市	一部自己負担を受給者に求めず、市単独で対象とする。身障手帳4級及び療育手帳Bの保持者についても市単独で対象とする。		手帳の交付が20.7.31前の場合、交付を受けた日の年齢制限なし。手帳の交付が20.8.1以降の場合、交付を受けた日の年齢が65歳未満の者。
三豊市	一部自己負担は導入していない。重度心身障害者への助成はすべて償還払い。		新たに制度の対象となる者は、65歳未満で重度心身障害者になった者とする。
小豆島町		県の改正内容と同様	町独自の施策(上乗せ等)はなし
土庄町	身障4級・療育Bを対象に、自己負担分を差し引いた残りの半額を助成(70歳までに限る)。		自己負担導入は県の制度のとおり
直島町	重度心身障害者医療については町単独事業で4級(身体)・B(療育)に対して自己負担額の2分の1を助成。		65歳以上で新たに手帳を取得した者は対象としない。75歳以上は対象外。
三木町	NA		
綾川町	自己負担なし。身障手帳4級支給(所得制限あり)。		障害者手帳の交付を受けた年齢が65歳未満に限る。償還払い。
宇多津町	自己負担を導入していない。		
多度津町	自己負担の導入はしないが、65歳以上の新規制限は導入。	助成方法:償還払い	
琴平町	町単として身障7級・65歳以上は新規適用なし		香川県交付要綱に沿って実施
まんのう町	一部自己負担なし。障害者医療は身障4級につき町単独で上乗せ。	助成方法:償還払い、内容:医療費の本人負担額を助成	20.8.1から新規に障害者医療受給資格を取得できるのは、身障手帳交付時に65歳未満であった者に限る。8.1以前に医療受給資格を持っていた者については現行どおり。

## ①. 生活保護世帯数・比率

## ②. 申請数・認定数

	07年度世帯	比率	相談世帯数	申請世帯数	認定数	廃止数	備考
高松市	3,716	13.13%	1473	524	489	365	
東かがわ市	107	3.67%	44	17	14	19	
さぬき市	137	6.79%	78	30	23	29	
坂出市	396	18.42%	173	86	69	64	
丸亀市	601(814人)	14.31%	228	94	73	93	
善通寺市	419	31.20%	91	57	50	34	
観音寺市	192	8.34%	86	21	13	23	
三豊市	191	8.28%	66	38	34	23	
小豆島町	179	16.08%	32	28	14	17	
土庄町	78	11.18%	38	22	7	7	
直島町	12	0.81%	1	1	1	1	
三木町	93	4.12%	24	15	13	13	
綾川町	42	0.46%	6	3	3	4	
宇多津町	111	14.3%	—	—	—	—	本町は福祉事務所がないため不明
多度津町	99	1.00%	15	11	11	15	
琴平町	115	13.80%	27	10	9	10	
まんのう町	55	0.09%	20	4	4		
計	5,942		2,402	961	827	717	

## 8. ①. 健診事業計画

	特定健診・独自検査項目(一般)	自己負担額(一般)	特定健診・独自検査項目(後期高齢者)	自己負担額(後期高齢者)
高松市	血清クレアチニン検査。貧血検査と心機能検査について、実施判定基準を満たさない者についても実施(貧血検査・心機能検査を希望者全員に実施)。	個別健診1,000円、集団健診700円。ただし70歳以上の市民税非課税世帯の人は免除。	広域連合の考え方にに基づき必須項目のみ実施。	なし
東かがわ市	NA	70歳未満1,500円、70歳以上800円	NA	800円
さぬき市	なし	1,500円	なし	1,500円
坂出市	国の施策どおり。独自項目なし。	1,600円(市県民税非課税世帯800円)	国の施策どおり。独自項目なし。	800円
丸亀市	なし	800円	NA	健康診査 800円
善通寺市	NA	1,500円	NA	800円
観音寺市	NA	1,500円(国保被保険者)	NA	500円
三豊市	なし	集団健診1000円、医療機関1500円	なし	集団健診300円、医療機関500円
小豆島町	なし	500円	なし	500円
土庄町	なし	500円	なし	500円
直島町	クレアチニンは全員。尿酸・貧血・心電図・眼底は希望者。	1,000円、65歳以上は500円	クレアチニンは全員。尿酸・貧血・心電図・眼底は希望者。	500円
三木町	貧血、心電図、クレアチニン	1,000円	NA	500円
綾川町	クレアチニン、心電図検査、貧血検査	500円	クレアチニン、心電図検査、貧血検査	無料
宇多津町	なし	1,600円(非課税世帯は600円)	なし	600円
多度津町	なし	800円(住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料)	なし	800円(住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料)
琴平町	国保被保険者特定健診:2,225名、75歳未満者(狭間者)健診:117名、生活保護受給者特定健診:114名、医療保険に関係なく全住民に対して希望者に前立腺(PSA検査による)検診・肝炎(B・C型両方)検診実施	800円	75歳以上者に特定健診と同じ項目で健診を実施	800円
まんのう町	肝炎	集団:無料、個別:1割	肝炎	0円



## ①. 健診事業計画

	特定健診・委託先(一般)	保健指導・委託先(一般)	特定健診・委託先(後期高齢者)	人間ドック	1人あたり補助金
高松市	高松市内3医師会連合会	市保健センターが実施	高松市内3医師会連合会	1,812件	1日コース15,000円。1泊2日コース25,000円。脳ドック20,000円。
東かがわ市	大川地区医師会	大川地区医師会	大川地区医師会		
さぬき市	香川県医師会、香川県予防医学協会	さぬき市民病院、香川県予防医学協会(直営もあり)	大川地区医師会、香川県予防医学協会	1299(申込者数)	17,760円
坂出市	坂出市で対応	坂出市で対応	坂出市で対応	未実施	
丸亀市	香川県医師会	実施医療機関	市内受託医療機関	していない	
善通寺市	市内実施医療機関。	委託しない(直営)	市内実施医療機関	希望者全員実施	17,000円
観音寺市	社団法人香川県医師会(社団法人三豊・観音寺医師会)	三豊総合病院組合(積極的支援のみ)	社団法人三豊・観音寺医師会	500件	10,000円
三豊市	(財)香川県予防医学協会(集団健診)、観音寺市・三豊市内の実施医療機関	(財)香川県総合健診協会	(財)香川県予防医学協会(集団健診)、観音寺市・三豊市内の実施医療機関	1,936件	約12,000円。
小豆島町	医療機関委託分は香川県医師会(小豆郡医師会)。集団健診分は香川県予防医学協会。	委託なし	集団健診で実施	なし	
土庄町	NA				
直島町	岡山クリニック	OSKスポーツクラブ	岡山クリニック	NA	
三木町	木田郡医師会、高松市塩江病院、香川県予防医学協会	木田郡医師会、高松市塩江病院、香川県予防医学協会	木田郡医師会、高松市塩江病院	652件	自己負担1,500円で実施
綾川町	綾歌地区医師会、予防医学協会	滝宮総合病院、陶病院、溝渕クリニック、予防医学協会	綾歌地区医師会、予防医学協会	90件	約34,200円
宇多津町	(社)香川県医師会	(財)香川県総合健診協会	(社)坂出市医師会	153件	20,400円
多度津町	多度津医師会	町内医療機関(1ヶ所)	多度津医師会	実施なし	
琴平町	町内医療機関、香川予防医学協会(集団のみ)	香川県総合健診協会	町内医療機関	していない	
まんのう町	香川県予防医学協会、町内医療機関、人間ドック3ヶ所	自前、人間ドックの人はドック機関へ委託	香川県予防医学協会、町内医療機関、人間ドック3ヶ所	980件	約15,000円

②.ガン健診について

	実施項目	健診実施方法	自己負担額
高松市	胃、肺・結核、大腸、乳、子宮、前立腺、肝炎ウイルス	胃・肺・大腸:40歳以上。乳:40歳以上(偶数年齢)。子宮:20歳以上(偶数年齢)。前立腺:50歳以上。肝炎ウイルス:40歳以上で過去未検診の人。	胃1300円、肺・結核1300円・X線無料・喀痰800円、大腸500円、乳2500円(50歳以上2000円)・検診車等2000円(1600円)、子宮2200円・検診車等1000円、前立腺1200円(70歳以上600円)、肝炎ウイルス無料
東かがわ市	胃、子宮、肺、大腸、乳、前立腺	肺・胃・大腸:40歳以上。子宮:20歳以上(2年に1回)。乳:40歳以上(2年に1回)。前立腺:50歳以上。肝炎ウイルス:40歳・41歳以上で未受診の人。1日人間ドック:40、45、50、55、60歳。	結核・肺がん無料、喀痰500円、胃・子宮・肝炎1000円、大腸500円、前立腺700円、乳2000円、1日ドック10000円+特定健診自己負担金
さぬき市	胃、子宮、肺、乳、大腸、前立腺	胃・肺・大腸:40歳以上。子宮:20歳以上(2年に1回・希望者は1年1回)。乳:40歳以上(2年に1回・希望者は1年1回)。前立腺:40歳以上。	胃1500円、子宮1000円、肺300円(40～64歳)、喀痰700円、乳2000円、大腸500円、前立腺700円
坂出市	胃、大腸、子宮(頸部)、乳、前立腺、肺	胃・肺・大腸:40歳以上。子宮:20歳以上(2年に1回)。乳:40歳以上(2年に1回)。前立腺:50～69歳。	胃1300円(70歳以上500円)、子宮1000円(500円)、乳1500円(1000円)、肺200円(無料)、大腸530円(320円)、前立腺1260円、生活保護・市県民税非課税世帯はすべて無料。
丸亀市	肺、胃、子宮、乳、大腸、前立腺	胃・肺・大腸:40歳以上。子宮:20歳以上(隔年)。乳:40歳以上(隔年)。前立腺:40歳以上。	肺:集団無料(喀痰500円)、胃:間接撮影1200円・直接撮影2400円・集団900円、子宮:頸部1400円・頸部体部2100円・集団700円、乳:1100円・集団800円、大腸:300円、前立腺:1000円・健診と同時500円
善通寺市	肺、子宮、乳、甲状腺、胃、大腸、前立腺、肝炎ウイルス	子宮は20歳以上。肝炎ウイルスは40歳。その他は40歳以上。	胸部600円、子宮2000円(集団1000円)、乳・甲状腺・前立腺1500円、胃3300円(集団1400円)、大腸1100円、肝炎500～1000円、75歳以上はすべて500円
観音寺市	胃、子宮、肺、大腸、乳、前立腺	胃・大腸:40歳以上。子宮:40歳以上で前年に受診していない者。乳:20歳以上で前年に受診していない者。肺:40歳以上(60歳以上は結核検診も実施)。肝炎ウイルス:40歳(41歳以上は過去未検診で希望者)。前立腺:50歳以上80歳未満。	胃1300円(70歳以上500円)、子宮2100円(500円)・集団1000円(500円)、大腸500円(300円)、乳1500円(500円)、前立腺700円(500円)、肝炎ウイルス1700円(B型のみ1200円)・健診と同時1100円(C型のみ1000円・B型のみ500円)・70歳以上は無料、胸部X線200円(65歳以上は無料)、X線+喀痰600円(75歳以上300円)
三豊市	肺・結核、胃・大腸・子宮・乳、前立腺、喀痰	40歳以上の者で、前年度未受診者が対象。	胃1300円(70歳以上400円)、大腸400円(100円)、喀痰700円(200円)、前立腺600円(200円)、子宮1000円(300円)、乳1500円(50～69歳1200円・70歳以上300円)、結核・肺300円(65歳以上無料)
小豆島町	肺、大腸、胃、子宮、乳(事前に申込を要す)	肺・大腸:40歳以上・特定健診と同時実施・11回。子宮:20歳以上(隔年)・6回。乳:40歳以上(隔年)・9回。胃:40歳以上・14回。	X線400円、喀たん700円、大腸500円、胃1400円、子宮1100円、乳1200円(40～49歳は1500円)、非課税世帯はすべて無料
土庄町	肺、胃、大腸、子宮頸部、乳	子宮は20歳以上、他は40歳以上。子宮・乳は2年に1回、他は毎年。	肺400円、胃1400円、大腸500円、子宮頸部1100円、乳1100円
直島町	胃、肺、子宮頸部、乳、甲状腺、大腸、前立腺	胃・肺・大腸:40歳以上(喀痰はハイリスク者)。子宮頸部:20歳以上。乳:40歳以上(マンモは2年に1回)。甲状腺:40歳以上(視触診のみ)。前立腺:40歳以上(健診と同時実施)。	胃1000円(70歳以上500円)、肺・XP200円(100円)・喀痰500円(300円)、子宮1000円(500円)、大腸600円(300円)、前立腺1200円(600円)・集団800円(400円)、乳・甲状腺1500円(50～69歳1000円・70歳以上500円)
三木町	肺、胃、子宮、乳、総合がん検診(胃、子宮、乳、骨粗しょう症)	肺・胃・大腸:40歳以上。子宮:20歳以上(昨年度受診していない方)。乳:40歳以上(昨年度受診していない方)。前立腺:40歳以上。	結核・肺がん無料、大腸500円、胃1300円(75歳以上500円)、子宮2200円(1000円)・集団1000円(500円)、乳2000円、前立腺1200円(600円)
綾川町	肺、胃、大腸、乳、子宮、前立腺	胃・大腸・肺:40歳以上。子宮:20歳以上(隔年)。乳:40歳以上(隔年)。前立腺:40歳以上希望者。肝炎ウイルス:40～76歳の未受診者。結核:65歳以上。	肺無料、胃500円、大腸200円、子宮300円、乳300円、前立腺200円
宇多津町	肺、大腸、胃、子宮、乳、前立腺	前立腺:50～69歳。子宮・乳:20歳以上・マンモは40歳以上(2年に1回)。上記以外:40歳以上。	肺600円、胃1100円、大腸500円、子宮700円、乳200～800円、前立腺1260円
多度津町	胃、子宮頸部、大腸、肺、乳、前立腺	40歳代女性のマンモ・視触診:2年に1回希望者、30歳代女性の視触診:毎年希望者。	胃1200円(75歳以上400円)、子宮900円(300円)、大腸500円(200円)、胸部X線200円(100円)、胸部X線・喀痰500円(200円)、乳1300円(75歳以上400円、30歳代300円)、前立腺1000円(300円)・特定健診と同時700円(200円)
琴平町	胃、子宮頸部、大腸、肺、乳、前立腺	胃:40歳以上・検診車・年間15回実施。子宮頸部:20歳以上(隔年)・集団もしくは個別。乳:40歳以上(隔年)・マンモ同時個別検診。肺:40歳以上・検診車・6日間実施。大腸:40歳以上・5日間実施。	胃1000円(75歳以上500円)、子宮2000円・集団800円(400円)、肺・XP無料、喀痰500円(300円)、大腸300円(200円)
まんのう町	肺、胃、子宮、乳、大腸、前立腺	胸部レントゲン、胃、大腸がん検診は40歳以上。子宮がんは20歳以上(隔年)。乳がんは40歳以上(隔年)。	胃がんの個別検診(40歳～74歳)は2,000円。他は無料。

歯科健診について

	内 容
高松市	NA
東かがわ市	行っていない。
さぬき市	実施していない。
坂出市	歯周疾患検診: 歯科健康診査(現在の歯の状況、歯周組織の状況)、口腔保健指導。
丸亀市	医療機関検診。無料。40、45、50、55、60、65、70歳の方。
善通寺市	検討中。
観音寺市	歯周病検診: 40、50、60、70歳の者。70歳未満1000円、70歳は無料。
三豊市	NA
小豆島町	実施していない。
土庄町	20～69歳の方に、歯科医による検診、歯科衛生士によるブラッシング指導、保健師による相談を実施。
直島町	40、50、60、70歳の方に歯周疾患検診を実施。
三木町	歯周疾患検診: 40歳、50歳、60歳、70歳の男女。自己負担: 500円。実施医療機関: 三木町内の歯科医院(香川大学医学部附属病院、あいおい歯科は除く)。検診内容: 問診、口腔検査、歯科保健指導。
綾川町	40歳、50歳、60歳、70歳。歯および歯周組織検査、ブラッシング指導。自己負担300円。
宇多津町	40～69歳を対象に歯周病予防検診を実施。自己負担額800円。
多度津町	歯周疾患検診として、歯科医師による検診及び指導を実施。自己負担金500円。対象者は40歳、50歳、60歳、70歳の町民。対象者に個別案内。
琴平町	節目(40、45、50、55、60、65、70歳)者を実施。5月～11月の6ヶ月間、町内医療機関にて、歯周疾患健診として実施。無料。
まんのう町	琴南・満濃地区: 集団健診時に同時実施。仲南地区: 5歳ごとの節目の人に県内の歯科医院にて実施。